熊本地方裁判所判事　小田　幸生
同　原　克也　同　長谷川浩二
同　鈴木　浩美
鹿児島地方裁判所判事　山之内紀行
同　牧　賢二　同　大島　淳司
同　平島　正道
宮崎地方裁判所判事　牧　真千子
同　足立　正佳　同　高原　正良
那覇地方裁判所判事　酒井　良介
同　平田　直人　同　鈴木　秀行
仙台高等裁判所判事　小野　貞夫
同　小磯　武男　同　石原　直樹
仙台地方裁判所判事　足立　謙三
同　飯渕　進　同　関口　剛弘
同　畑　一郎　同　鈴木　信行
同　沼田　寛
同　川本　清巌
福島地方裁判所判事　松谷　佳樹
同　加藤　亮
山形地方裁判所判事　石栗　正子
同　伊東　顕
盛岡地方裁判所判事　田中　寿生
同　佐々木直人
秋田地方裁判所判事　鈴木　陽一
同　馬場　純夫
青森地方裁判所判事　貝原　信之
同　小川　賢司
札幌高等裁判所判事　小林　正
同　井上　哲男　同　小川　育央
札幌地方裁判所判事　竹田　光広
同　古久保正人　同　橋詰　均
同　高野　輝久　同　石橋　俊一
同　渡邉　康　同　園原　敏彦
同　辻川　靖夫
札幌家庭裁判所判事　齋藤　大巳
函館地方裁判所判事　蓮井　俊治
同　中桐　圭一
旭川地方裁判所判事　湯川　浩昭
同　佐伯　恒治
釧路地方裁判所判事　小西　洋
同　金子　大作
高松高等裁判所判事　長谷川憲一
同　杉本　正樹　同　小野　洋一
高松地方裁判所判事　横溝　邦彦
同　幅田　勝行
徳島地方裁判所判事　齋木　稔久
同　佐藤晋一郎
高知地方裁判所判事　小池　明善
同　平出　喜一
松山地方裁判所判事　濱口　浩
同　加島　滋人　同　村越　一浩

部の事務を総括する者に指名する（各通）（以上一月一日）

高知地方裁判所判事兼高知家庭裁判所判事　坂本　倫城

大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する

大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事・堺簡易裁判所判事　山田　知司

高知地方裁判所判事に補する
高知地方裁判所長を命ずる
兼ねて高知家庭裁判所判事に補する
高知家庭裁判所長を命ずる
高知簡易裁判所判事に補する
高知簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪地方裁判所判事　林　圭介

大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪地方裁判所堺支部長を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
大阪家庭裁判所堺支部長を命ずる

簡易裁判所判事　林　圭介

堺簡易裁判所判事に補する
堺簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京簡易裁判所判事　徳重　正子

神奈川簡易裁判所判事に補する（以上一月四日）

京都簡易裁判所判事　正木　勝彦

京都簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（一月五日）

判事　大鷹　一郎

東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
同　佐村　浩之　同　深見　敏正
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（各通）

同　河村　吉晃

秋田地方裁判所判事に補する
秋田地方裁判所長を命ずる
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
秋田家庭裁判所長を命ずる（以上一月六日）

○定年退官

高等裁判所長官門口正人は二十二年十二月三十一日限り定年退官

簡易裁判所判事井土正明は一月四日限り定年退官

皇室事項

行啓

皇后陛下は、一月十五日午後二時二十三分御出門、コカリナ十五周年記念コンサート「ザ・コカリナ」を御鑑賞のため、すみだトリフォニーホール（墨田区）へ行啓、同四時二十八分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年1月19日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

1　河川の名称　白川水系白川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　熊本市本山二丁目305番地先から同市迎町一丁目610番7地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　熊本市長　幸山　政史
住所　熊本市手取本町1番1号
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　道路管理者が維持する範囲は第2条第2項に示す別図のとおり
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成22年12月21日から道路の存続する日まで

通運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十三年一月十九日

海難審判所長　長浜　義昭

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二一三〇	安藤　周二	二一・一〇・一九
二一三一	谷村　佳郎	〃　・一一・　一
二一三二	羽根田　誠	〃　・〃　・一七
二一三三	鐘ヶ江淳一	〃　・〃　・〃
二一三四	筑波　美沿	〃　・〃　・二四

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一一五七	長澤　彰三	二一・一〇・　四	死亡

国家試験

司法書士試験合格者

司法書士法（昭和25年法律第197号）第6条第1項の規定による平成22年度司法書士試験（平成22年7月4日筆記試験施行、平成23年1月6日口述試験（追加）施行）に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

平成23年1月19日　法務大臣　江田　五月

受験地　横浜
320　鈴木健太郎

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

1月14日（金）

○1般案件（抜粋）

1、基本方針（決定）（内閣官房）